

平成 23 年 7 月 13 日

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 活用業務に係る認可

次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

総務省は、本日、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」）から申請のあった活用業務（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条第 5 項に規定する業務のこと。以下同様。）について、認可しました。

1 経緯

平成 23 年 5 月 26 日、NTT東西から、活用業務を営むことについて、認可申請がありました。申請のあった活用業務の内容は、「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」（NTT東西計 2 件）です。

総務省は、当該申請を受け、審査の参考とするため、当該申請に対する総務省の考え方について平成 23 年 5 月 31 日から同年 6 月 28 日まで意見募集を行ったところ、9 件の意見の提出がありました。

2 意見募集及び審査の結果

総務省は、提出された意見を踏まえて審査し、別紙 1 に示す内容を条件として付して、当該申請に係る業務を認可しました。また、NTT東西の申請書に記載された公正競争確保のために講ずる具体的措置は別紙 2、認可に当たっての総務省の方針は別紙 3 のとおりです。

なお、意見提出者は別紙 4、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙 5 のとおりです。提出された意見の内容については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）のパブリックコメント欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

<添付資料>

- 別紙 1 認可の条件
- 別紙 2 NTT東西の活用業務認可申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」
- 別紙 3 NTT東西の活用業務認可における認可方針
- 別紙 4 意見提出者一覧
- 別紙 5 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

<関連報道資料>

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する意見募集（平成 23 年 5 月 30 日公表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000021.html

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
（担当：大内課長補佐、高橋係長、人見官、小村官）

電話：（代表）03-5253-5111（内線）5837

（直通）03-5253-5837

FAX：03-5253-5838

東日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」の業務に係る認可の条件

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上

西日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供」の業務に係る認可の条件

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上

NTT東西の活用業務認可申請書に記載された

「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」

1. NTT東日本

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相

互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

（３）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

（４）営業面でのファイアーウォール

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、実施計画（平成22年3月2日）に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンドーエンド通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本エンドーエンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

2. 西日本

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別

の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、業務改善命令(平成22年2月4日)を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
 - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンドーエンド通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本エンドーエンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用い

て利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

NTT東西の活用業務認可における認可方針

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から本年5月26日付けで総務大臣に対して申請のあった活用業務（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項に規定する業務をいう。以下同じ。）に対する総務省の考え方は以下のとおりである。

NTT東日本の活用業務認可申請について

1 申請の概要

NTT東日本の次世代ネットワーク（平成20年2月25日認可）を利用した、同社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信（以下「次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信」という。）について県間の役務提供を行いたいとしていることから、活用業務としての認可申請があった。

2 審査の基準

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の活用業務に関して、

- （1） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、
 - （2） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない
- と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」（平成13年12月策定、改正平成19年7月、以下「ガイドライン」という。）に則して審査を行う。

3 審査結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合

に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、今回申請のあった業務（以下「本業務」という。）を行うに当たっては、既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、新たな資金は不要であるとしている。

また、既存の経営の資源の活用についても、設備については、本業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで地域電気通信業務等に影響がでないように対処するとしているが、同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。他方、職員についても、本業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではなく、また新たな技術開発を伴うものではない。よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本業務を営むことにより、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(2) 電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について評価し、

ステップ2 当該おそれの程度に応じて、公正な競争を確保するため

に必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討を行う。

1) ステップ1 おそのれに関する評価

おそのれに関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することが必要とされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそのれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が大きいとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が、活用業務を営む場合、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそのれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本業務は、NTT東日本の次世代ネットワークの利用を前提としていることから、その提供を受けるに際しては、アクセス回線としてNTT東日本が提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要となる。したがって、本業務の提供に関する競争状況は、FTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられることから、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。

FTTH市場において、平成22年3月末でのNTT東日本のシェア（加入契約数による。以下同じ。）を見ると、北海道、東北、関東の各ブロックにおいて、それぞれ89.3%、95.5%、74.8%であり、シェアは一貫して上昇している。また、競争事業者によるFTTHサービスの提供は、NTT東日本の光ファイバの開放に依存し

ているため、NTT東日本は光ファイバの利用に関する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能であり、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価できる。

よって、NTT東日本は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制の適用及び市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的とした公正競争確保のためのセーフガード措置がなされ、さらにブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在しているものの、次世代ネットワークを利用したサービスの提供エリアの拡充に伴い今後同サービスの利用が拡大していくことが見込まれることも併せて鑑みると、FTTH市場におけるNTT東日本の影響力について引き続き注視すべきであるといえる。

他方、本業務に係るエンドーエンド通信（以下「本エンドーエンド通信」という）を利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆるピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、NTT東西の次世代ネットワークにおいて今後接続約款に基づき提供が予定されているIPv6インターネット接続機能を利用することにより競争事業者において提供することが可能であり、また、市販で調達可能なルータ等の局内装置や接続約款によって提供する中継光ファイバや局舎コロケーション等を用いて構築できるIP通信網においても、提供することが可能である。

しかし、本エンドーエンド通信が、将来のいずれかの時点において、帯域制御に代表される次世代ネットワークが実装している機能とバンドルされ、その結果、競争事業者が次世代ネットワークにおける当該機能を利用しなければ同等のサービスを提供することが事実上できなくなる場合、当該通信の利用者は、NTT東西のFTTHサービス及びこれと一体的に構築されている次世代ネットワークを利用せざるを得ないこととなる。こうした場合、NTT東日本がFTTH市場において有する市場支配力等により、本業務の実施が地域通信市場における公正競争条件に影響を与えるおそれが生じることから、その影響について再度検証する必要がある。

②ボトルネック設備との関連性

本業務は、その実施に当たり、FTTHサービス及び次世代ネットワークを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備であるボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられる。

当該次世代ネットワーク等については、第一種指定電気通信設備と

してIPv6インターネット接続機能等に関し接続約款に基づくオープン化措置が講じられているところであり、本エンドーエンド通信が任意のIP通信網において行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である場合は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められない。

しかしながら、上記のとおり、本エンドーエンド通信が、将来、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される場合、競争事業者が同等の通信を提供するに当たり、NTT東西の設置するボトルネック設備に依存する度合いが大きくなると考えられるため、状況の変化に応じて、競争事業者が同等の業務を実施するために必要な程度においてオープン化のための措置が講じられていることが検証される必要がある。

③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本業務について、自社の次世代ネットワークを利用した自社の業務区域での提供に限っており、NTT西日本と連携したサービスの提供を行わないこととしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本業務について、ガイドラインに規定する公正競争確保のための7項目のパラメータに関し、NTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する結果は以下のとおりである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能

の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として

自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

④ 営業面でのファイアウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と

あわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、実施計画（平成 22 年 3 月 2 日）に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

- iii) I D 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンドーエンド通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

【総務省の考え方】

N T T 東日本は、既往の措置に加え、平成 22 年 3 月同社が提出した実施計画に基づき、法令遵守の一層の徹底を図るとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

これらの措置の徹底を図ることにより、営業面でのファイアウォールは確保されると考えるが、競争セーフガード等制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の I P 通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務と県内の I P 通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

N T T 東日本は、本業務に係る収支を、次世代ネットワークを利用した I P 通信網サービスの収支と併せて算出したうえで、県内通信に係る収支と県間通信に係る収支を分計するとともに、適切なコスト配分をすとしてしている。また、利用者料金についても、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本エンドーエンド通信は、次世代ネットワークを利用した I P 通信網サービスのすべての利用者が I P v 6 アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

【総務省の考え方】

N T T 東日本は、次世代ネットワークを利用した I P 通信網サービスの全ての利用者が、 I P v 6 アドレスを付与した回線を用いて本業務の提供を受けることができるとしていることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されているといえる。

⑦実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1) ～ (6) の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4) の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え】

N T T 東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後 6 か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

なお、パラメータ 1 から 7 までに関し、これらの措置が十分に実施されな

い、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。

4 認可の条件

以上の審査結果に基づき、本件申請業務については、NTT東日本の地域電気通信業務等の円滑な遂行、及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、認可を行って差し支えない。

上記認可に当たっては、上記のとおり、NTT東日本は本エンドーエンド通信を任意のIP通信網において提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信であるとしているが、今後、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される等、申請内容が変更される場合、公正競争確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めてNTT法第2条第5項に基づく認可申請を行うことを条件として付すことが適当である。

よって、次の条件を付して、本件申請に対し認可を行うこととする。

(認可の条件)

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上

NTT西日本の活用業務認可申請について

1 申請の概要

NTT西日本の次世代ネットワーク（平成20年2月25日認可）を利用した、同社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信（以下「次世代ネットワークを利用したエンドエンド通信」という。）について県間の役務提供を行いたいしていることから、活用業務としての認可申請があった。

2 審査の基準

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の活用業務に関して、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれなく、
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない
- と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」（平成13年12月策定、改正平成19年7月、以下「ガイドライン」という。）に則して審査を行う。

3 審査結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合

に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT西日本は、今回申請のあった業務（以下「本業務」という。）を行うに当たっては、既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、新たな資金は不要であるとしている。

また、既存の経営の資源の活用についても、設備については、本業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで地域電気通信業務等に影響がでないように対処するとしているが、同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。他方、職員についても、本業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではなく、また新たな技術開発を伴うものではない。よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本業務を営むことにより、NTT西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(2) 電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について評価し、

ステップ2 当該おそれの程度に応じて、公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討を行う。

1) ステップ1 おそれの程度に関する評価

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することが必要とされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が大きいとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が、活用業務を営む場合、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本業務は、NTT西日本の次世代ネットワークの利用を前提としていることから、その提供を受けるに際しては、アクセス回線としてNTT西日本が提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要となる。したがって、本業務の提供に関する競争状況は、FTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられることから、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。

FTTH市場において、平成22年3月末でのNTT西日本のシェア（加入契約数による。以下同じ。）を見ると、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄の各ブロックにおいて、それぞれ62.6%、96.0%、58.0%、78.7%、70.7%、72.8%、93.2%であり、高いシェアを維持している。また、競争事業者によるFTTHサービスの提供は、NTT西日本の光ファイバの開放に依存しているため、NTT西日本は光ファイバの利用に関する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能であり、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価できる。

よって、NTT西日本は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制の適用及び市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的とした公正競争確保のためのセーフガード措置がなされ、さらにブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在しているものの、次世代ネットワークを利用したサービスの提供エリアの拡充に伴い今後同サービスの利用が拡大していくことが見込まれることも併せて鑑みると、FTTH市場におけるNTT西日本の影響力について引き続き注視すべきであるといえる。

他方、本業務に係るエンドーエンド通信（以下、「本エンドーエンド通信」という）を利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆるピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、NTT東西の次世代ネットワークにおいて今後接続約款に基づき提供が予定されているIPv6インターネット接続機能を利用することにより競争事業者において提供することが可能であり、また、市販で調達可能なルータ等の局内装置や接続約款によって提供する中継光ファイバや局舎コロケーション等を用いて構築できるIP通信網においても、提供することが可能である。

しかし、本エンドーエンド通信が、将来のいずれかの時点において、帯域制御に代表される次世代ネットワークが実装している機能とバンドルされ、その結果、競争事業者が次世代ネットワークにおける当該機能を利用しなければ同等のサービスを提供することが事実上できなくなる場合、当該通信の利用者は、NTT東西のFTTHサービス及びこれと一体的に構築されている次世代ネットワークを利用せざるを得ないこととなる。こうした場合、NTT西日本がFTTH市場において有する市場支配力等により、本業務の実施が地域通信市場における公正競争条件に影響を与えるおそれが生じることから、その影響について再度検証する必要性が生じる。

②ボトルネック設備との関連性

本業務は、その実施に当たり、FTTHサービス及び次世代ネットワークを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備であるボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられる。

当該次世代ネットワーク等については、第一種指定電気通信設備としてIPv6インターネット接続機能等に関し接続約款に基づくオープン化措置が講じられているところであり、本エンドーエンド通信が任意のIP通信網において行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である場合は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められない。

しかしながら、上記のとおり、本エンドーエンド通信が、将来、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される場合、競争事業者が同等の通信を提供するに当たり、NTT東西の設置するボトルネック設備に依存する度合いが大きくなると考えられるため、状況の変化に応じて、競争事業者が同等の業務を実施するために必要な程度においてオープン化のための措置が講じられていることが検証さ

れる必要がある。

③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT西日本は、本業務について、自社の次世代ネットワークを利用した自社の業務区域での提供に限っており、NTT東日本と連携したサービスの提供を行わないこととしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本業務について、ガイドラインに規定する公正競争確保のための7項目のパラメータに関し、NTT西日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する結果は以下のとおりである。

① ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障

を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT西日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

② ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なとなるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

また、NTT西日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域における I P v 6 アドレスを付与した回線相互間の I P 通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

N T T 西日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意の I P 通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

また、N T T 西日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

④ 営業面でのファイアウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務とあわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間の I P 通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、業務改善命令（平成 22 年 2 月 4 日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンドーエンド通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、既往の措置に加え、平成22年2月同社が提出した業務改善計画に基づき、法令遵守の一層の徹底を図るとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

これらの措置の徹底を図ることにより、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えるが、競争セーフガード等制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本業務に係る収支を、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの収支と併せて算出したうえで、県内通信に係る収支と県間通信に係る収支を分計するとともに、適切なコスト配分をずるとしている。また、利用者料金についても、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本エンドーエンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの全ての利用者が、IPv6アドレスを付与した回線を用いて本業務の提供を受けることができるとしていることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されているといえる。

⑦実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え】

NTT西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

なお、パラメータ1から7までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

4 認可の条件

以上の審査結果に基づき、本件申請業務については、NTT西日本の地域電気通信業務等の円滑な遂行、及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、認可を行って差し支えない。

上記認可に当たっては、上記のとおり、NTT西日本は本エンドーエンド通信を任意のIP通信網において提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信であるとしているが、今後、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される等、申請内容が変更される場合、公正競争確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生

じることから、改めてNTT法第2条第5項に基づく認可申請を行うことを条件として付すことが適当である。

よって、次の条件を付して、本件申請に対し認可を行うこととする。

(認可の条件)

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要があることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する意見募集」に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計9件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H23年5月31日	個人	—	—
2	H23年6月28日	BBIX株式会社	取締役	福智 道一
3	H23年6月28日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
4	H23年6月28日	株式会社新潟通信サービス	代表取締役	本間 誠治
5	H23年6月28日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
6	H23年6月28日	社団法人日本インターネット プロバイダー協会	会長	渡辺 武経
7	H23年6月28日	株式会社STNet	代表取締役社長	古賀 良隆
8	H23年6月28日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
9	H23年6月28日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

N T T 東西の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

次世代ネットワークを利用したエンド—エンド通信の県間役務提供

意見提出者一覧
(計9件、受付順)

- 個人
- B B I X 株式会社
- ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- 株式会社新潟通信サービス
- 株式会社ケイ・オプティコム
- 社団法人日本インターネットプロバイダー協会
- 株式会社S T N e t
- K D D I 株式会社
- イー・アクセス株式会社

1 「3 審査結果」に対する意見				
頁	段落	意見招請時の考え方	提出された意見（意見提出者）	提出意見に対する総務省の考え方
3 頁 及 び 1 3 頁	3（2）電 気通信事業 の公正競争 確保に支障 を及ぼすお それについ て 1）ステッ プ1 恐れ の程度に関 する評価 ①地域通信 市場におけ る競争の進 捗状況	<p>FTTH市場において、平成22年3月末でのNTT東日本のシェア（加入契約数による。以下同じ。）を見ると、北海道、東北、関東の各ブロックにおいて、それぞれ89.3%、95.5%、74.8%であり、シェアは一貫して上昇している。また、競争事業者によるFTTHサービスの提供は、NTT東日本の光ファイバの開放に依存しているため、NTT東日本は光ファイバの利用に関する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能であり、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価できる。</p> <p>よって、NTT東日本は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制の適用及び市場支配力の行使を抑制・牽制することを目的とした公正競争確保のためのセーフガード措置がなされ、さらにブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在しているものの、次世代ネットワークを利用したサービスの提供エリアの拡充に伴い今後同サービスの利用が拡大していくことが見込まれることも併せて鑑みると、FTTH市場におけるNTT東日本の影響力について引き続き注視すべきであるといえる。</p> <p>他方、本業務に係るエンドーエンド通信（以下「本エンドーエンド通信」という）を利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆる</p>	<p>【意見1】 本エンドーエンド通信は、他事業者が同様のサービスを提供しうるものではない。</p> <p>■ 「FTTH市場において、NTT東西は市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価できる」としている点には同意します。しかしこれは「NTT東西の次世代ネットワーク網」を利用しないと新たな通信サービスは行えない事を意味します。</p> <p>又、今後予定されているIPv6インターネット接続とはNTT東西がネイティブ方式と呼ぶ方式の事と思われま。この方式では参入できる事業者は3社のみ制限されます。どの事業者も自由に参入できる状況にはありません。</p> <p>さらに「中継ファイバーやコロケーション等を用いて構築できるIP通信網で構築可能」とされていても、その市場独占をしているNTT東西の次世代ネットワークとの接続は不可能（NTT東西は網内のみでの提供）です。</p> <p>結果として競争にもならず、NTT東西の一人勝ちと思われま。</p> <p style="text-align: right;">（新潟通信サービス）</p>	<p>■ 今般、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）から申請のあった内容は、NTT東西の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。平成20年2月25日に活用業務認可（以下、「NGN認可」という。）を利用した、NTT東西の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信（以下「本エンドーエンド通信」という。）に係る県間の役務提供についてのものである。</p> <p>本エンドーエンド通信を、利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆるピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、NGNのユーザに対して、インターネット等を通じて同様のサービスを提供することが可能である。</p> <p>なお、ここで、「NTT東西の次世代ネットワークにおいて今後接続約款に基づき提供が予定されているIPv6インターネット接続機能」は、いわゆるトンネル方式による接続も含んでおり、基本的にはすべてのISP事業者が接続可能となっている。</p> <p>また、競争事業者においても、市販で調達可能なルータ等の局内装置や接続約款によって提供する中継光ファイバや局舎コロケーション等を用いて構築できるIP通信網においても、同様のサービスを提供することが可能であるが、意見募集時に示した総務省の考え方にあるとおり、今後、競争事業者がNGNの実装する機能を利用しなければ同等のサービスを提供することが事実上できなくなる場合には、当該業務の実施が地域通信市場における公正競争条件に影響を与えるおそれが生じることから、その影響について改めて検証を行うこととしている。</p> <p>■ なお、NGNにおけるIPv6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであり、当該</p>

		<p>るピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、NTT東西の次世代ネットワークにおいて今後接続約款に基づき提供が予定されているIPv6インターネット接続機能を利用することにより競争事業者において提供することが可能であり、また、市販で調達可能なルータ等の局内装置や接続約款によって提供する中継光ファイバや局舎コロケーション等を用いて構築できるIP通信網においても、提供することが可能である。</p>		<p>業務の遂行に当たっては、NTT東西が当該認可条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。</p> <p>また、当該IPv6インターネット接続に関して、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置）」（平成21年5月26日諮問第3013号）に対する情報通信・郵政行政審議会の答申（平成21年8月6日。以下「IPv6答申」という。）を受け、公正競争環境の確保等の観点から、NTT東西が講ずるべき措置について要請を行ったところであり、当該要請を踏まえたNTT東西の取組状況について、引き続き注視していく。</p>
<p>4 頁 及 び 1 5 頁</p>	<p>1) ステップ1 恐れ の程度に 関する 評価</p> <p>②ボトル ネック 設備と の関連性</p>	<p>本業務は、その実施に当たり、FTTHサービス及び次世代ネットワークを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備であるボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられる。</p> <p>当該次世代ネットワーク等については、第一種指定電気通信設備としてIPv6インターネット接続機能等に関し接続約款に基づくオープン化措置が講じられているところであり、本エンドーエンド通信が任意のIP通信網において行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である場合は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められない。</p>	<p>【意見2】 本エンドーエンド通信の認可により、将来にNTT東西がなし崩し的にISP業務を営むことが懸念される。</p> <p>■ NTT東西殿から申請されたNGNのエンドーエンド通信（網内折り返し通信）は、今後のNTT東西殿によるNGNへの移行の進展を鑑みると、本来は長距離通信に該当する国内インターネットのトラヒックがエンドーエンド通信により対応可能となるため、NTT東西殿が事実上、ISP事業と同等の電気通信役務を担うことを可能とするものです。</p> <p>インターネットサービスにおける県間役務への厳密な活用業務規制の適用は、利用者利便性を損なわない観点も必要である側面もありますが、ISPの業務領域との境界線を曖昧模糊にさせる本申請如きの案件は、より一層の公正競争確保のための対応が求められるべきと考えます。</p> <p>したがって、ISPに関する競争環境へ影響を及ぼさないような検討を要望すると共に、認可される場合であっても、以下の項目に掲げる公正競争を確保する条件等の明確化（認可の条件書への明記）が必要と考えます。</p> <p>・ISP事業に影響を及ぼさないエンドーエンド通信の定義</p>	<p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、NTT東西の網内において行われるエンドーエンド通信に係る県間の役務提供であり、インターネット網への接続を行わないものであるため、ウェブサイトの閲覧等を可能とするISP事業とは異なる業務として定義される。</p> <p>なお、本エンドーエンド通信を、利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆるピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、現在インターネット上で利用可能なサービスの一部とすることもできるが、上記の通り、当該通信が任意のIP網において行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である場合には、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれは認められない。</p> <p>しかし、今後、本エンドーエンド通信が、NGNが実装する機能とバンドルされ、競争事業者が当該機能を利用しなければ同等のサービスを提供することが事実上できなくなる場合、公正競争確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生じることから、その影響について改めて検証を行うこととしている。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ I S P 事業に関する競争環境への定期的な市場監視とチェック項目 ・ 競争環境を損なった場合の具体的な事後装置 (イー・アクセス) <p>■ 次世代ネットワーク(以下NGN)においてピア・ツー・ピア方式の通信(以下網内折り返し通信)を実質的に行なうことができるのはNTT東西地域会社のみとなります。</p> <p>2年前(平成21年8月)に、NTT東西から出されたNGNのIP v 6インターネット接続に関する接続約款変更認可の時点では、ネイティブ方式の網内折り返し機能については全ユーザーに提供するという前提はありませんでした。</p> <p>しかしながら今回の活用業務認可申請にあたっては、当時の網内折り返し機能に相当するエンドーエンド通信機能はNGNの全利用者がIP v 6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であるとされています。</p> <p>我が国のブロードバンドにおいて最も利用者の多いインフラがFTTHであり、そのFTTHインターネット接続サービスにおけるNTT東西のシェアが2009年度競争評価において74%超であることを考慮すると、今後NTT東西においてNGNへのマイグレーションが進展した時点においては、本来長距離通信に分類される国内インターネットのトラフィックの相当程度がエンドーエンド通信により地域通信会社の網内で折り返されることとなります。</p> <p>これにより従来長距離通信会社及びISPが扱ってきたインターネットのトラフィックをNTT東西が相当程度扱うことになり、NTT法の趣旨を損ねる、なし崩し的なNTT東西による長距離通信、ISP領域への業務範囲拡大となることが懸念されます。これがインターネットにおける競争環境に影響を与える事がないよう、認可の条件として明記することを要望しますとともに、総務省にはその監視・監督を求めたいと思います。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会(以下「JAIPA」と言う。))</p>	
--	--	--	---	--

<p>5 頁 及 び 1 6 頁</p>	<p>2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>①ネットワークのオープン化</p>	<p>【NTT東西が講ずることとしている措置】</p> <p>PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。</p> <p>【総務省の考え方】</p> <p>NTT東西においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。</p>	<p>【意見3】</p> <p>ネイティブ接続事業者との協議において、NTT東西はNGN答申を踏まえた総務省からの要請事項を遵守していない。</p> <p>■ 現状、IPoE方式を提供する事業者(以下「ネイティブ事業者」といいます。)とNTT東西殿との接続点はそれぞれ1箇所(冗長化構成のため収容ビルは2ビル)に限定されており、平成21年以降の協議にてネイティブ事業者より接続点の増加要望を提出しているものの未だ実現に至っていません。</p> <p>このことは、平成21年8月6日の情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第12回)認可諮問の要望事項として答申に付記された「NTT東西に対し、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、ネイティブ接続に係る相互接続点の増設に向けて取り組むことを要請すること。」とされているものに対し、要請に応じてはならず、十分なオープン化措置を講じているとは考えられません。</p> <p>(BBIX)</p> <p>■ NTT東西殿へ対し弊社より各種課題に対し具体的な接続要望を提出しておりますが、各種課題の協議が進まず実現の時期が明確化されていないのが現状です。</p> <p>よって、相互接続点の増設実現時期等についてNTT東西殿はネイティブ事業者へ対し具体的に検討した結果を協議等において示すことが必要です。</p> <p>また、このことは、平成21年8月6日の情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第12回)認可諮問の要望事項として答申に付記された「NTT東西に対し、今後も、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請すること。」について、その要請内容をNTT東西殿はネイティブ事業者に対し果たしていないため各種課題が未解決の状</p>	<p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NGNにおけるIPv6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであるところ、当該認可条件として、接続ルールに従ったネットワークのオープン化等の措置を講ずること等が課されていることから、NTT東西が当該条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。</p> <p>また、NGNにおけるIPv6インターネット接続に関しては、上記IPv6答申を受け、NTT東西が講じるべき措置として、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、ネイティブ接続に係る相互接続点の増設に向けて取り組むこと、また、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請したところであり、NTT東西においては、当該要請を踏まえた積極的な取組が期待される。</p>
---	---	--	---	--

		<p>態です。この点におきましても総務省殿による再度のNTT東西殿への要請等実効的な措置が必要です。</p> <p style="text-align: right;">(BBIX)</p>	<p>【意見4】 NTT東西は個別の具体的な接続の要望に対し、適切に応じていない。</p> <p>■ 弊社は昨年(平成22年)7月にIPv6の接続において従来案1と呼ばれていた方式による接続を申し込んでいましたが、その回答は、弊社から何度も確認問合せを行ったにも関わらず、今年(平成23年)5月末迄放置されていました。「もう待てないので総務省の紛争委員会に相談したいので了承下さい」とお願いしたところ、急遽メールでの回答をいただきました。NTT東日本には、真摯に検討すること無く結論を出して来たものと考えられます。 NTT東日本は相互接続やネットワークのオープン化に後ろ向きである事は明白であり、今回のNTT東日本の申請に記載されている内容には疑義を感じています。</p> <p style="text-align: right;">(新潟通信サービス)</p>	<p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NGNにおけるIPv6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであり、当該業務の遂行に当たっては、NTT東西が当該認可条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。 また、第一種指定電気通信設備を設置するNTT東西をはじめとする接続に応じる義務を有する電気通信事業者は、他事業者から接続の要望を受けた場合には、誠実に協議する必要があることは言うまでもない。</p>
<p>6 頁 及 び 1 6 頁</p>	<p>2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>②ネットワーク情報の開示</p>	<p>【NTTが講ずることとしている措置】 なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要な要件となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。 また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価</p>	<p>【意見5】 NTT東西がUNIの仕様を変更する際には事前に十分な情報開示を行う等、ISP事業者等との協議を円滑に進めるための取組が必要。</p> <p>■ NTT東西のNGNにおいて、今後技術革新やサービス環境の変化等によりIPv6ネイティブ方式ならびにトンネル方式のUNI(ユーザネットワークインタフェイス)仕様書及びNTT東西殿のHGW(ホームゲートウェイ)仕様書が変更となる場合は、ネイティブ事業者、他のISP事業者等の関連事業者及び多くのユーザが多大な影響を受けることとなるため、まずはNTT東西殿による関連事業者への当該変更にもなう影響範囲等について具体的かつ詳細な説明と仕様書等に基づく変更箇所等を迅速に開示いただく必要があります。</p>	<p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NGNにおけるIPv6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであり、当該認可条件として、ネットワーク情報の開示等の措置を講ずること等が課されていることから、NTT東西が当該条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。</p>

	<p>格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。</p> <p>【総務省の考え方】</p> <p>NTT東日本が上記位置付けているように、本エンドーエンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。</p> <p>また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。</p>	<p>また、総務省殿は、NTT東西殿が変更する内容について混乱を招かぬよう十分な期間（1年以上）をもって関連事業者やユーザへの周知を実施するとともに、その変更にあたってはお客様のニーズを踏まえることはもとより、関連事業者の要望を踏まえた円滑な移行作業等を実現することについてNTT東西殿への要請が必要です。（BBIX）</p> <p>■ 過去の協議において、ネイティブ事業者が具体的な接続要望を実施いたしておりますが、NTT東西殿との協議は遅々として進まず複数の課題が未解決の状況です。よって、総務省殿による当該協議の継続した注視が必要です。（BBIX）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【意見6】</p> <p>本エンドーエンド通信及びIPv6インターネット接続において、NTT東西は積極的に違法・有害情報への対応に取り組むべきである。</p> </div> <p>■ ピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信であって、本来長距離通信であるものが相当程度これに含まれるものであり、長距離通信事業者及びISPとの関係において公正競争上無関係ではありません。</p> <p>すなわち、長距離通信事業者及びISPはインターネット上で起こっている様々な問題、P2Pのファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害データの交換、青少年有害情報、違法情報、児童ポルノ画像の流布、DDoS攻撃、不正アクセス、迷惑メール、ボットネットに感染したパソコンによるマルウェア感染のパケットの送信に対し、アビューズ活動として、多額の費用をかけて対策を実施しております。NTT東西の網内におけるエンドーエンド通信においても、本来インターネットで行なわれる通信が網内で折り返されるならば、同様の事例が発生することが予想されます。長距離通信事業者及びISPが行なっているインターネット上の問題に対する対処を自網内の通信というだけでNTT東西が逃れられるならば、相対的に競争上コスト面で長距離通信事業者及び</p>	<p>また、当該IPv6インターネット接続に関して、上記IPv6答申を受け、NTT東西が講じるべき措置として、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請したところであり、NTT東西の取組について、引き続き注視していく。</p> <p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、ISP事業ではないが、当該通信を通じた違法・有害情報の流通に対しては適切な対応を講じることが求められる。</p> <p>■ 他方、ネイティブ接続における違法有害情報対策については、上記IPv6答申を受け、NTT東西が講じるべき措置として、違法有害情報等への対応について、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うよう努めることを要請しており、NTT東西の取組について、引き続き注視していく。</p>
--	---	--	--

ISPは不利になります。

またISP等インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対しては、例えば青少年インターネット利用環境整備法等、様々な規制が課せられ、ルールが存在しておりますが、ISPはNTT東西の網内におけるエンドーエンド通信トラフィックについては対処できません。もし実質的にインターネットのトラフィックを取り扱いつつも、地域通信会社にこのようなインターネット上の各種規制やルールが及ばないならば、日本のインターネットにおける安心安全に対する脅威となります。

平成21年の約款変更認可に際し、条件として付された8番（NTT東西に対し、ネイティブ方式における網内折返し通信に関し、違法有害情報等への対応について、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うように努めることを要請すること。（考え方27））とされましたが、これに加え、今回の認可に当たっては上記のような問題に対応する条件が更に付されることが必要と思います。

具体的には、ネイティブ方式接続事業者を介在して地域通信会社とISPの間で契約を結び、ISPの指示に従って地域通信会社が児童ポルノのブロッキング等について各種のインターネット上の問題に対応することが必要です。

また、不正アクセスなどインターネット上の各種犯罪に対する捜査活動に対するログの提供などもエンドーエンド通信経由でなされたためにISPにログが残らない場合などは、地域通信会社で一定期間のログを保存し、契約に従って地域通信会社がISPに情報を開示することが必要です。

これらの課題は、ネイティブ方式接続事業者と地域通信会社の連携及びISPから地域通信会社への指示という流れが良いと思います。そうでなければ、インターネットへのアクセスを誰が提供しているかが曖昧になってしまい、責任放棄になりかねません。

(JAIPA)

<p>7 頁 及 び 1 7 頁</p>	<p>2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>③必要不可欠な情報へのアクセスの同等性</p>	<p>【NTTが講ずることとしている措置】 他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。</p> <p>【総務省の考え方】 NTT東西においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。</p>	<p>【意見7】 NTT東西はIPv6インターネット接続において適切な事業者対応を行っていない。</p> <p>■ NGNでのIPv6サービスを利用するには、利用者はトンネル方式もしくはネイティブ方式のどちらかを通常選択することとなるが、その際の申込手続においてトンネル方式は特別な申込が不要であるのに対し、一方のネイティブ方式は①フレッツ光の回線申込、②網内折り返しサービスの申込、③ネイティブ方式によるIPv6利用の申込の複数の申込契約をそれぞれ実施する必要があります。当社はユーザの利便性向上のために、この煩雑な申込手続をワンストップで完了するよう具体的な運用フローや申込手続方法及びNTT東西殿との情報連携等を提案し協議を実施いたしました。未だに解決には至っておりません。</p> <p>よって、ネイティブサービスにおける必要不可欠な情報へのアクセスの同等性は確保されているとは言い難い状況であるため、NTT東西殿に上記各種課題解決に向けたネイティブ事業者への必要な情報の積極的な開示と必要となるシステム開発等に係る円滑な事業者間協議の要請が必要と考えます。</p> <p>(BBIX)</p> <p>■ 過去のネイティブ事業者とNTT東西殿との協議においてネイティブ事業者より具体的な接続を要望いたしておりますが、複数の課題が解決しない状況であるため当該協議について総務省殿による引き続きの注視をお願いいたします。</p> <p>(BBIX)</p>	<p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NGNにおけるIPv6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであり、当該認可条件として、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保等の措置を講ずること等が課されていることから、NTT東西が当該条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。</p> <p>また、当該IPv6インターネット接続に関して、上記IPv6答申を受け、NTT東西が講じるべき措置として、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請したところであり、NTT東西においては、当該要請を踏まえた積極的な取組が期待される。</p>
---	---	---	--	--

<p>9 頁 及 び 2 0 頁</p>	<p>2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>⑥関連事業者の公平な取扱い</p>	<p>【NTTが講ずることとしている措置】 本エンド-エンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。</p> <p>【総務省の考え方】 NTT東西は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの全ての利用者が、IPv6アドレスを付与した回線を用いて本業務の提供を受けることができるとしていることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されているといえる。</p>	<p>【意見8】 NTT東西はIPv6インターネット接続において、関連事業者の公平な取扱いを行っていない。</p> <p>■ NTT東西殿がNGN上で提供する光IP電話のサービス有無により、ネイティブ事業者のIPv6アドレスサイズが制限されることとなります。このことにより本来ネイティブ事業者及びISP事業者の創意工夫によって提供されるべき通信サービス及び技術開発等に対し、NTT東西殿の光IP電話サービスに起因した不当な規律、干渉が加えられる可能性があり、この場合、通信を提供する関連事業者(ネイティブ方式とトンネル方式)の公平な取扱いは確保されていません。 (BBIX)</p> <p>■ NTT東西殿がフレッツ光の利用者へ提供するHGW(ホームゲートウェイ)は、ルータ機能にIPv6パケットフィルタ機能が設定されておりNGN内のフレッツ・キャストなどのサービスは透過し、NGNの網外からの通信をフィルタすることとなります。このことはセキュリティとしての機能である一方、NTT東西とNGNに接続していないISPやCSPのサービスはフィルタされ、そのサービスを阻害しているものと考えられます。 また、NTT東西殿のHGWはUNI(ユーザへのサービス提供点)であるONUを標準タイプでは内蔵し、一体型で提供されているため、他社の端末機器を接続することも不可能となっています。 よって、この点におきましても公平な取扱いは確保されていないものと考えます。 (BBIX)</p>	<p>■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンド-エンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、NGNにおけるIPv6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであり、当該認可条件として、ISP事業者等に関する公平な取扱いが課されていることから、NTT東西が当該条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。 また、当該IPv6インターネット接続に関して、上記IPv6答申を受け、NTT東西が講じるべき措置として、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請したところであり、NTT東西の取組について、引き続き注視していく。</p>
---	---	---	--	--

2 「4 認可の条件」に対する意見				
頁	段落	意見招請時の考え方	提出された意見（意見提出者）	提出意見に対する総務省の考え方
10頁及び21頁		<p>以上の審査結果に基づき、本件申請業務については、NTT東日本の地域電気通信業務等の円滑な遂行、及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、認可を行って差し支えない。</p> <p>上記認可に当たっては、上記のとおり、NTT東日本は本エンドーエンド通信を任意のIP通信網において提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信であるとしているが、今後、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される等、申請内容が変更される場合、公正競争確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生じることから、改めてNTT法第2条第5項に基づく認可申請を行うことを条件として付すことが適当である。</p>	<p>【意見9】 本業務について、キャリアズレートの対象とすべきである。</p> <p>■ 弊社としてはNTT東西の今回申請のあったサービスは利用者の為にもなるものと考えております。 しかし、公正な競争を確保するに当たり、他の事業者でも参加可能なように 該当サービスを従来のキャリアズレート制度の対象とする事を望みます。このことにより、通信事業者はNTT東西と同様に参入する事が可能になり、価格競争も進むものと期待致します。 (新潟通信サービス)</p>	<p>■ ご指摘の点は、本エンドーエンド通信をキャリアズレートの対象として他事業者が接続できるようオープン化すべきとの要望と思われる。NTT東西は、ネットワークのオープン化に際し、具体的な接続を要望された場合等において必要に応じて他事業者と協議を行うとしていることから、まずは当該協議の状況を注視していく。</p>

3 その他・総論

提出された意見（意見提出者）

【意見10】

機能分離の在り方が明確になるまで、認可を保留すべき。

- 2010年12月の「光の道」構想実現に向けた取りまとめにおいて、機能分離を導入することが決定され、法改正並びに関連省令の整備により、その詳細が今後整理されていく予定となっています。機能分離の具体的内容次第では、競争環境に及ぼす影響が大きく異なることは明らかであり、現時点において本件認可を行うことは適当ではありません。少なくとも機能分離の詳細内容及びその実効性が明確になるまで本件認可を保留すべきと考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

【意見11】

ネイティブ接続のユーザにとっては当該機能は必須のものであることから、ネイティブ接続における公正競争要件が確保されていない場合は、認可すべきでない。

- 近年の国際的な情報化社会の急速な進展によりIP v 4アドレスが枯渇し、国内ではNTT東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NGN」といいます。）を活用したIP v 6インターネット接続への対応が急がれる中、本年6月よりPPP o E（トンネル）方式の提供がスタートし、一方のIP o E（ネイティブ）方式も本年7月の提供開始予定となっております。

このことは、国内における通信ネットワークのIP化・デジタル化・ブロードバンド化・グローバル化の進展におきましても、今後、通信事業者の創意工夫によるユーザニーズに対応した多様なサービスが生まれ、更なる高度な通信サービスの普及拡大につながるものと期待されております。

しかしながら、NTT東西殿による現状NGNのプラットフォーム機能はフレッツ・キャスト等に限定されており、認証・QoS等のNGN機能についてもアンバンドリングはされておられません。

提出意見に対する総務省の考え方

- NTT東西の活用業務は、NTT東西が既存の経営資源を活用し新たな業務を営むことを可能とすることにより、経営効率化及び利用者利便の向上が期待されることから、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない場合に認可するものである。今般申請のあった内容については、NTT東西が講ずることとしている措置及び認可条件により、上記のおそれがないと考えられることから、認可を行って差し支えない。

- なお、今般の電気通信事業法改正による「機能分離」規定の導入は、電気通信事業者間の公正な競争を確保するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（NTT東西）に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置であるが、当該措置が講じられなければ活用業務認可の妥当性が担保されないというものではない。

- 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。

- なお、NGNにおけるIP v 6インターネット接続は、上記NGN認可の範囲内で営むものであり、当該認可条件として、ネットワークのオープン化や必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保等の措置を講じること等が課されていることから、NTT東西が当該条件に基づいて電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置等について、競争セーフガード制度の運用等を通じて引き続き注視していく。

また、当該IP v 6インターネット接続に関して、上記IP v 6答申を受け、NTT東西が講ずるべき措置として、利害関係者であ

また、今般NTT東西殿より活用業務の認可申請がされた「NGNを利用したエンド-エンド通信の県間役務提供」（以下、「本役務提供」といいます。）につきましては、NTT東西殿のサービスであるものの、選定された代表ISPの3社（以下、「ネイティブ事業者」といいます。）が提供するIPv6ネイティブサービスにはユーザの選択の自由はなく、不可分でNTT東西殿より当該ユーザへ提供されるものです。

よって、NTT東西殿の本役務提供が自網内に終始する通信であり、且つ他事業者が同様のネットワークを構築し、同様のサービス提供が可能であっても、IPv6ネイティブサービスにおける接続の迅速性・公平性・必要不可欠な情報へのアクセスの同等性ならびに一方のトンネル方式との公正競争の確保が十分に整備・確保されていない場合、今回のNTT東西の活用業務認可申請を認めるべきではないと考えます。

(BBIX)

【意見12】

本認可申請については、過去の累次の活用業務認可により業務範囲が過度に拡大し公正競争環境を阻害している等の理由により、認可すべきではない。

■ 本件申請についても、以下の点から、「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれ」、「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」が存在する状況にあることが明らかであるため、認可すべきでないと考えます。

- ①そもそも、活用業務を前提として構築されているNTT東西のNGNにおいて、既に過大な投資と、設備や職員等の経営資源の過度な投入がなされていること
- ②これまで、NTT東日本において11件、NTT西日本において13件の活用業務が認可された結果、NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなり、当該サービスが本来業務である地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大していること
- ③IPv6アドレスを用いた通信は、今後の情報通信サービスの基盤となるものであるが、過去の認可事例において、1つの認可を皮切りに、それを先例として活用業務を積み重ねている状況※を鑑みると、本件申請を認可することで、それをベースに次々と業務範囲の拡大が行われ、情報通信市場の公正競争環境を更に阻害していくことが明らかであること

※例えば、IP電話サービスに関し、法人向けを皮切りに、

徐々に全てのユーザ層に業務範囲を拡大

平成15年10月認可 「法人向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務

平成16年7月認可 「集合住宅向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務

平成17年1月認可 「戸建て住宅向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務

るISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請したところであり、NTT東西の取組について、引き続き注視していく。

■ 活用業務は、インターネットの爆発的普及等の電気通信分野における大きな環境変化に伴い、新たなサービス需要への対応及びNTT東西の経営資源の効率的利用による経営の効率化を図る観点から導入されたものであり、その運用に当たっては、法令及びガイドラインに基づき、本来業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で認可を行っている。

■ 今般申請のあった内容について、NTT東西は、「営業面でのファイアーウォール」については既往の措置に加え、実施計画及び業務改善計画に基づき、法令順守の一層の徹底を図るとしている。これらの措置の徹底を図ることにより営業面でのファイアーウォールは確保されるが、総務省としては、競争セーフガード制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、引き続き適切に対処していく。

■ なお、活用業務ガイドラインにおいて、電気通信市場の公正競争を確保するために講じた措置並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、これを公表することとしているが、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難な場合は、申請の時点で当該事項及びその理由を明らかにすることとしている。

④一昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT東西が講じていた「営業面でのファイアーウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであり、またNTT東西に対する機能分離や子会社等への管理監督義務に係る措置が実行されていない現段階では、「営業面でのファイアーウォール」の不備が解消されていないこと

⑤実施状況等の報告・公表に関して、いまだ非公表の事項が多いため、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の規定を、十分満たしていないこと
(ケイ・オブティコム)

■NTT東西が、既存の自己の設備等を使って無償で本件業務を提供することは、他の事業者が、自分で設備を整えて有償で本件業務を提供する機会を侵害し、公正競争上問題があると思います。

(個人)

【意見13】

活用業務制度はNTT再編成時の趣旨に反しており、廃止すべきである。

■活用業務については、これまで全ての申請が認可されており、NTT再編時の業務範囲規制の趣旨に反し、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、併せて「NTT東西殿」という。)がその業務領域を拡大している状況です。このようなNTT東西殿の業務範囲のいたずらな拡大は、公正競争環境に悪影響を及ぼすものであり、NTT再編の趣旨に立ち戻り、活用業務制度についてはただちに廃止すべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■活用業務制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。

「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにNTT東・西が講ずべき措置として7つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西のシェアは上昇する一方で競争が後退しており、NTTが独占に回帰している状況となっています。これにより、中長期的に見ると料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となります。

■今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。

■なお、NTT再編成は、当時のNTTの電話を中心としたネットワークの構造がほぼ都道府県を単位に構成されていたこと、電話の県内通話をNTTの独占状態にあったこと等から、公正有効競争の一層の促進を図るために行われたものである。しかしながら、その後、インターネットの爆発的普及等、電気通信分野における環境が大きく変化したため、技術的可能性の増大や新たなサービスに対する需要への対応を図る観点から、平成13年のNTT法改正において、「活用業務」としてNTT東西が既存の設備等を活用して地域電気通信業務以外の業務を営むことを認めることとしたものである。

活用業務の範囲は、本来業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障が無い範囲内に限定されており、これまでの運用に当たっては、法令及びガイドラインに基づき、上記の範囲内で認可を行っていることから、公正競争を阻害するものとは考えていない。

■ NTT東西は、活用業務を利用して、これまでなし崩し的に業務範囲の拡大を進め、結果的に活用業務を利用したサービスが、本来業務である地域電気通信業務と比較し、無視できない規模になっております。

この活用業務によるNTT東西の業務範囲の拡大が、著しく公正競争環境を阻害し、情報通信市場におけるNTTグループのシェアの高まりの原因となっているうえ、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することも明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループの在り方を検討すべきであり、それまでは新たな活用業務の認可を行うべきでないと考えます。

(ケイ・オプティコム)

【意見14】

今般の法改正による活用業務制度の認可制から届出制への移行に伴い、公正競争のより一層の確保のため、省令・ガイドラインの整備等が必要である。

■ 今般成立した改正NTT法により、活用業務が「認可制」から「届出制」へと変更されましたが、これ以上の活用業務の肥大化を招かぬよう、下記のような追加的措置を講じるべきと考えます。

- ・ 移動体事業やISP事業等について、活用業務に該当しないことを明確化
- ・ 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述べられる場を確保
- ・ その他あらゆる公正競争環境整備の推進
 - － 活用業務の内容についての監視検証機関の設置
 - － NTT東西殿と他事業者との同等性の確保
 - － グループドミナンス排除の実効性担保 等

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにNTT東・西が講ずべき措置として7つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西のシェアは上昇する一方で競争が後退しており、NTTが独占に回帰している状況となっています。これにより、中長期的に見ると料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となります。

そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは

■ 今般NTT東西から申請のあった内容は、本エンドーエンド通信に係る県間の役務提供についてのものであり、頂いた意見は今後の参考として承る。

活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。

そのため、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。

また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やＩＳＰ事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で３年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずＮＴＴの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。

(ＫＤＤＩ)

- 平成１３年の法改正により、ボトルネック設備を保有するＮＴＴ東西殿に対して活用業務は認められましたが、これはＮＴＴの独占部門と競争部門を分離し、競争の一層の促進、独占力行使の防止を目的としたＮＴＴ再編の趣旨をないがしろにしかねないものと懸念しております。

実際の市場においても、これまでに認可されたＩＰ電話やＦＴＴＨ、法人向けイーサネット等においてＮＴＴ東西殿のシェアが着実に上昇し、ＮＴＴグループが独占に回帰しているという事態が現実起きており、公正競争に支障を生じさせております。

本来であれば公正な競争環境を阻害する同制度は直ちに廃止すべきですが、平成２３年５月２６日に成立しました改正ＮＴＴ法において、同制度は認可制から届出制へ更に規制緩和されることになりました。

今後運用が開始される活用業務届出制につきましては、公正競争に回復不能なダメージを与えないように、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設けること等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保した上で、慎重に運用していただくことを要望いたします。

(ＳＴＮｅｔ)

- なお、先般成立した改正ＮＴＴ法にて、活用業務に係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」へと見直されたことにより、なし崩し的な業務範囲拡大が、更に進み、ＮＴＴ東西の独占回帰に繋がると強く懸念されます。

そのため、本来は廃止すべき活用業務制度によって、これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、以下に例示するような公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正に運用頂くことを強く要望いたします。

- ・活用業務として届出可能な業務・条件を事前に明示
- ・届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分確保
- ・届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置 等

(ケイ・オプティコム)